

「令和8年度札幌市在宅医療におけるオンライン診療導入促進に係る実証試験業務」公募型企画競争に係る質問及び回答

番号	記載箇所	質問	回答
1	提案説明書 3業務の目的	【令和 7 年度 在宅医療のオンライン診療導入促進モデル構築に向けた実証設計事業】における本事業の実施報告書、または実施結果の概要について、開示可能な範囲でご共有いただくことは可能でしょうか。	当該事業報告書については個別医療機関の診療情報等が含まれることから公開していませんが、当該設計事業を踏まえ、実証試験にて対象とする患者等は業務仕様書 4(1)となります。
2	提案説明書 7(2)ウ提出方法	電子メールで提出する企画提案書の PDF ファイルは、社名記載のある「正本」のデータでしょうか、それとも社名や類推表現を排除した「副本」のデータでしょうか。あるいは両方の提出が必要でしょうか。	正本及び副本の両方を提出（電子メール）してください。
3	業務仕様書 4(2)協力医療機関等との事前調整・支援	本業務におけるオンラインデモ(実証)は、通常の医療行為として「診療報酬」を算定するスキームであるという認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。通常の診療にてオンライン診療を実施し、診療報酬を算定するものです。
4	業務仕様書 4(2)協力医療機関等との事前調整・支援	オンラインデモの実施件数について、「1 か月で 5 件程度」とありますが、当方(受託候補者)の働きかけや協力医療機関の協力体制により、これを超える件数(例:月 5 件以上)の実証を行うことは可能でしょうか。また、その際の上限設定等はいかがでしょうか。	1 医療機関がオンライン診療を月 5 件以上実施することは可能であり、上限回数を設定する予定はありません。ただし、質問 3 への回答のとおり、通常の診療の中でオンライン診療を実施いただく実証試験であること、また、協力医療機関には月 5 件程度とのことで協力依頼していることから、協力医療機関との協議・了承が前提となります。
5	業務仕様書 4(1)ウ	「準備期間を除く」との記載がございましたが、仕様書に記載の(2)(3)(4)の内容については「準備」には含まれず、8 月中旬から着手するという認識でよろしいでしょうか。 特に、(3)に記載のオンライン診療に要する機器等の調達やインストール等については、相応の時間を要すると想定しておりますため、念のため確認させていただきたく存じます。	業務仕様書の実証試験期間とは医療機関がオンライン診療を実際に実施する期間を指しており、(2)(3)(4)の内容のうち、オンライン診療を実施するまでの準備にあたる内容については「準備」に含まれます。 本市から本事業への協力を打診している医療機関の中には、オンライン診療の実績のある医療機関もあることから、協力医療機関によっては 8 月中旬から実証試験（オンライン診療）を開始したいと考えております。 ただし、オンライン診療の実施のためには、受託者及び医療機関の双方において一定の準備が必要であることから、受託者と本市の協議により、スケジュールを変更する場合があります。